

決算特別委員会会議録

開会時間 午前10時02分

閉会時間 午後1時54分

日時 平成28年10月17日（月）

場所 委員会室棟大会議室

委員出席者 委員長 望月 勝
副委員長 久保田松幸
委員 中村 正則 皆川 巖 石井 脩徳 山田 一功
桜本 広樹 遠藤 浩 猪股 尚彦 奥山 弘昌
渡辺 淳也 宮本 秀憲 上田 仁 佐藤 茂樹
清水喜美男 山田 七穂 小越 智子

委員欠席者 早川 浩

説明のため出席した者

県土整備部長 大久保 勝徳 県土整備部理事 垣下 禎裕
県土整備部理事 三浦 市郎 県土整備部技監 水上 文明
県土整備部技監 細川 淳 総括技術審査監 藤森 克也
県土整備総務課長 中澤 和樹 景観づくり推進室長 長田 泉
建設業対策室長 宮阪 佳彦 用地課長 渡邊 仁 技術管理課長 池谷 和樹
道路整備課長 清水 敬一郎 高速道路推進課長 丸山 裕司
道路管理課長 雨宮 一彦 治水課課長補佐 守屋 修 砂防課長 武藤 敏正
都市計画課長 望月 一良 下水道室長 久保田 一男 建築住宅課長 渡井 攻
住宅対策室長 久保寺 淳 営繕課長 小田切 浩

リニア交通局長 佐藤 佳臣 リニア交通局リニア推進監 内田 稔邦
リニア交通局理事 清水 豊 リニア交通局次長 上野 直樹
リニア交通局技監 市川 成人 リニア推進課長 依田 誠二
交通政策課長 深沢 修

エネルギー局長 赤池 隆広 エネルギー政策課長 秋元 達也

観光部長 茂手木 正人 観光部次長 樋川 昇 観光部次長 仲田 道弘
観光企画課長 奥秋 浩幸 観光プロモーション課長 小林 厚
観光資源課長 篠原 清美 国際観光交流課長 古谷 健一郎

出納局次長（会計課長事務取扱） 鷹野 正則

監査委員事務局次長 渡辺 健

議題 認第1号 平成27年度山梨県一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定の件

審査の概要

午前 10 時 3 分から午前 11 時 23 分まで県土整備部関係、午後 1 時 2 分から午後 1 時 54 分までリニア交通局・エネルギー局・観光部関係の部局審査を行った。（午前 10 時 57 分から午前 11 時 13 分まで休憩をはさんだ）

質 疑 県土整備部関係

（不納欠損額について）

山田（一）委員 いつも、不納欠損と収入未済を聞いていますので。県土の 2 ページ、まず不納欠損の 930 万円。これは毎回、県営住宅がここでは大きな問題になるんですが、40 件ということですが、これについての法的な手続を経なければ、たしか不納欠損にはならないと思いますが、この 40 件、どういう内訳になっているのか教えてください。

久保寺住宅対策室長 ただいまの県営住宅使用料の 939 万 1,000 円の不納欠損でございます。これは、時効期間の経過によりまして、債務者から時効の援用のあった債権 40 件ということで、人数にいたしますと 13 名の者から消滅時効が完成している旨の申し出がありまして、時効の援用を行ったものでございます。この債権につきましては、昭和 58 年から平成 14 年度にかけての債権でございまして、援用を行ったものでございます。

山田（一）委員 時効の援用をしてくると、最終的にそのことをみんな何か情報として知っているんじゃないかなと思うんですが、実際に時効の援用は弁護士を通じてしてきているんでしょうか。

久保寺住宅対策室長 時効の援用は本人からの申し出ということで受理をしております。私ども、退去者に対しまして指導を行っているわけですが、その際、法的な部分については法テラスですとかに、相談しているということは伺っております。

山田（一）委員 時効の援用をとめる方法は、内容証明を打ってね、要は請求をしていって、できるだけ時効にさせないということも必要で、そういう手続は実際とっておられるんですか。

久保寺住宅対策室長 時効期間につきましては、これを中断させるということが非常に重要な問題でございまして、債務者及び連帯保証人に対して督促等を行っているわけですが、まずは債務者から分割納付書、誓約書を結びまして、これで時効を中断させるということが重要でありまして、これに取り組んでおります。また、さらに、滞納額の一部でも返済することにより、これにより時効が中断いたします。こうした、承認行為と申しますけれども、承認行為を得ることによって時効を中断させるよう努めているところでございます。

山田（一）委員 これまで住宅対策室ってあったのかなかったのか。急遽、この問題に対する室ができたんです。27 年度、その収納率ってどのぐらい、この対象期間ではあったんでしょうか。不納というか、延滞なりしている人たちがこのぐらい向上したよとかいうのは、何か数値で表現できませんか。

久保寺住宅対策室長 県土の 2 ページの下のところでございますけれども、県営住宅の使用料で、収入未済につきましては、上から 7 段目のところでございますが、3 億 6,618 万 6,000 円余ということで 27 年度はこの累積滞納額がございまして、その前年につきましては、3 億 7,950 万円余でしたので、約 1,300 万円余ほど減少しております。

山田（一）委員　じゃあ、あと 1 点、この件についてはね。その 3 億 6,600 万円も、また来年、時効援用されて、また約 1,000 万円ぐらいが、つまり収納する金額と不納欠損がほぼ近似しているじゃないですか。収入未済が一千何百万円減って、約 940 万円ぐらいが不納欠損になる。3 億 6,000 万円の中でまた時効援用してくるであろう、つまり、もう既に今年しているかもしれませんが、そのおそれのある金額ってどのぐらいなのでしょう。

久保寺住宅対策室長　おそれのある金額ということですが、県といたしましても、時効の援用に至らぬよう、先ほど答弁させていただきましたけれども、滞納者から納入誓約書を結んだり、あるいは一部でも弁済を図っていただくということで、不納欠損をなるべく生じないように回収の努力をしていくことを第一と考えているところでございます。

また、先ほど収納率ということで、お話しはしませんでした、一昨年が 82.06% に対して 82.4% ということで、収納率も向上しております、今後も引き続き不納欠損ということに至らないよう回収努力に努めてまいりたいと考えております。

山田（一）委員　じゃあ、それについては終わるのですが、でも、甲府市は同じように市営住宅を、いわゆる非常勤の職員がかなり徹底的にやって、その職員たちの仕事なくなるぐらいね、やっていた状況を私も知っていましたので、そのぐらい覚悟してやらないと、ちょっと 3 億っていうと、来年度の国からもらえるお金が 30 億だっていったら、その 1 割に相当しますから、しっかりお願いしたいと思います。（収入未済額について）

これは後の方がまた質問するようですから、私のほうで最後に県公報の監査委員会から出されたものの対象期間は 26 年度なんです、監査実施日が 27 年 4 月 14 日で、401 ページになりますが、27 年 1 月 30 日の中で、歳入について次のとおり収入未済となった河川工事等原因者負担金過年度分 1 件が 3,500 万円で、今後の対応等がここに細かく書いてはあるんですが、相続放棄をされて云々ということですが、これは 27 年度でどういう状況になっているのでしょうか。

守屋治水課課長補佐　今の上野原の河川の原因者の件でございますけれども、これは 18 年の 7 月に仲間川に不法投棄をした土砂が埋塞化しまして、それに伴いまして河川の通水断面を確保する必要があるので緊急の工事を仮排水路工事として 160 メートルほど掘削した経費、これが先ほど議員御指摘の 3,500 万円ぐらいです。それにつきまして 19 年から 26 年にかけて督促催促等を行いまして、本人から 8 万円の納付を受けています。その後、26 年の 4 月に原因者がお亡くなりになった。債権確保のため、相続者等の状況を調査しましたが、相続放棄が 26 年の 10 月の終わりごろ成立したことを確認しました。それ以降につきましては、預貯金等資産の状況を確認しております。その中で、平成 27 年度においては預貯金を 2 件確認し、6 万 1,500 円ほど差し押さえを行ったところでございます。今後は引き続きまして、債権回収に向けて鋭意努力をしていきたいと考えております。以上です。

山田（一）委員　ぜひ、また不納欠損にならないように、金額も大きいものですからお願いをしたいと思います。

桜本委員　県土の 2 で、今の山田委員の関連なのですが、この 40 件というのは、通常、

どんな推移をしているんですか。努力の跡が見えている40件なのか、あるいはいつもどおりの40件なのか、ちょっとその40件の近年の流れというのをちょっと教えてください。

久保寺住宅対策室長 不納欠損の流れということでございます。近年ですけれども、平成27年度が40件13名になります。13名で939万1,000円ということで、前年度の26年度につきましては8名、1,128万5,000円。それから、25年度につきましては6名で904万9,000円。24年度につきましては6名370万1,000円。23年度が5名で470万9,000円ということで、過去5年のデータはこうした状況になっております。

桜本委員 その年々の景気だとか、あるいはお勤めされている会社が、例えば倒産するとか、いろいろな条件も加わるわけなのですが、このちょっと滞納が長くなるというのはどんな状況でつかむんですかね。あるいは動きが始まるんですか。

久保寺住宅対策室長 滞納の時期でございますが、毎月、滞納が発生した段階で督促状をまず発布するというようにしております。この段階で、大体、月800件前後ぐらいになっておりますけれども、督促を発布します。それから、2カ月目から5カ月目にかけては、それぞれの月ごとに催告書を発布しております。200件前後ぐらいということになります。それから、6カ月以上になって悪質なものに対しましては、訴訟を提起しているという状況でございます。早期に債権の回収をすることが重要でございますので、今、そうした取り組みを行っているところでございます。

桜本委員 ちょっと今お聞きすると、やっぱり間接的な動きだと思うんですね。例えばおくとくると電話1本、どんな状況ですかと。例えば会社に何があったのかとか、あるいは病気になったかという、そういった直接入居者とのキャッチボールというのが全然感じられないんですが、それは山梨伝統の催促の仕方なんですか。

久保寺住宅対策室長 ただいま督促のお話をしましたけれども、督促を行いまして、2カ月目、それから3カ月目につきましては、県の職員、あるいは公社の収納員もおりますが、こうした職員が電話の督促、あるいは訪問の督促等を行いまして、個別に面談等を必要に応じて行っております。また、私どもでも年4回、滞納の強化月間を設けておりまして、ローラー作戦ということで、夜間、休日などにつきましても各戸を訪問いたしまして、状況を聞き、また、その場で現金をいただける方には現金を受け取るなど、取り組みを行っているところでございます。

桜本委員 民間ですとね、例えば、保証人の関係だとか、例えば身内の方に1人入っていただくとか、こういう時代ですから、あるいは勤務先の社長さんに入ってくださいとか、そういったケースが考えられるんですが、例えば保証人さんとの、未納の場合は保証人さんが代わりするだとか、あるいは保証人との金銭的なものっていうのはどんな契約を結ばれているんですか。

久保寺住宅対策室長 連帯保証人につきましては、契約上、連帯保証人をつけていただいております。連帯保証人に対しましても、協力依頼をまず行っております。昨年まで、3カ月を超えた場合に連帯保証人に対して協力依頼の通知を行い、また、電話等で督促を行っていたところでございますけれども、本年度はこれを強化いたしまして、連帯保証人に対しましては2カ月から協力依頼を発布しまして、3カ月を

超えた場合には、催告書を送付するというようにしております。また、本人が払わないというような場合につきましては、連帯保証人に対しましても接触をし、納入について指導しているところでございます。

桜本委員 ちょっと関心があるので。連帯保証人さんが支払うケースというのは、割合はどのぐらいなんですか。例えば、お支払いしていただけなかったのが 100 件だとすると、そのうちパーセンテージで保証人さんまで行って、最後、保証人さんが払ってくれたケースというのは大体何割程度ですか。

久保寺住宅対策室長 連帯保証人に対しましても、支払いのケースについて検証をしようとしたケースがございますが、県の場合、本人名義の納付書によって県のほうに収納されます。連帯保証人の方が納付書をもって支払うというケースもございますが、これは本人名義であくまで収納されるものですから、割合についてはちょっと把握できないという状況です。

公社のほうに確認をしたところですが、公社のほうでも連帯保証人を通じて指導しております、連帯保証人から納付をしましたというような連絡を受けているという状況もあります。連帯保証人の割合ということにつきましては把握ができないという状況でございます。

桜本委員 あと、民間では家賃の保証制度というようなものに参加していただいているというようなケースも最近ふえているのですが、その家賃保証制度というか、そういった民間で今、利用するところもあるのですが、その辺について検討というようなことは考えられているのですか。

久保寺住宅対策室長 民間家賃の保証制度ということも以前検討した経過がございます。民間家賃の保証制度につきましては、非常に条件が厳しいということです。なり手につきましては、保証する場合、厳格に保証する側については審査をする必要がございます。静岡県さんとあわせてそうした取り組みについて一度検討した経緯がございます、その際、まず既存の入居者について家賃保証をするというような会社が存在をしませんでした。新たに入る入居者に対して保証をしてもよいという会社が幾つか、数件ございましたけれども、保証能力の点ですとか、あるいは金額によって少ない金額は対象としないといったような条件も出ておりました、これについても進めるという段階ではない状況でございます。

（諸収入について）

桜本委員 話題を変えます。県土の 3、雑入の部分なのですが、この中のその他の数字について説明をしてください。

守屋治水課課長補佐 今の雑入その他についてでございますけれども、これの件につきましては、先ほど御質問がございました仲間川における土砂崩落に伴います埋塞土除去の関係でございます。県土の 1 ページの収入未済額の河川工事等原因者負担金のところに 3,539 万 6,000 円余がございますが、これは河川の機能が損なわれたことに伴いまして、応急で河川の通水断面を確保するための応急工事を実施した費用となります。この費用につきましては、河川法第 67 条の規定によりまして、原因者負担金といたしまして徴収を行っております。

県土の 3 ページ下段の雑入、その他につきましては、その後、通水断面を確保した部分以外に埋塞する土砂がございます。それが約 2 万立米ほどございます。その 2 万立米ほどある土砂の撤去費用に該当いたします。その費用が約 1 億 2、

000万円ほどということで、これを雑入の先ほどの費用となっているところ
でございます。

桜本委員 これは、誰が誰に対するものなんですか。

守屋治水課課長補佐 原因者が自己所有地に土砂を投棄し、それが降雨等によりまして平成16
年に崩落し、河道へ埋塞しました。それに伴いまして先ほど申しあげました原因
工事と、あと、埋塞した河川内にある土砂を撤去しました。そのための工事費用
を河川管理者が原因者へ請求するというものでございます。

桜本委員 原因者との法廷闘争というのは常に議会のほうに報告されているんですか。
議会というか、我々にですね。

守屋治水課課長補佐 今の件ですけれども、原因者に対して督促等を行いまして……。

桜本委員 議会に対して。

守屋治水課課長補佐 議会に対しては、今のところ、報告等はしておりません。

桜本委員 雑入ということで、これだけの金額、16年から始まっているということの中
で、やはり経緯がわかるものを我々に示してください。委員長、よろしく願い
します。

望月委員長 はい、わかりました。今、桜本委員からの要望がありましたけれども、議会の
ほうへも、この委員会へもそうしたものを提出してもらいたいと思います。

守屋治水課課長補佐 経緯等がわかる資料につきまして御提出するようにいたします。

遠藤委員 今の桜本委員の件ですけれども、簡単に言えば、原因者の土地の土砂が崩落を
して、それを県のほうで撤去をして、その工事費用を請求しているということ
ですか。

守屋治水課課長補佐 おっしゃるとおりで、県のほうで土砂を撤去いたしました。その工事費用
等について請求していると。

遠藤委員 この請求が、本人が納得をしているのかどうか、払う気があるのかどうかをお
伺いしたいんですけど。

守屋治水課課長補佐 前に御説明しましたけれども、原因者は既に平成26年4月3日にお亡く
なりになられております。それに伴いまして、関係者を確認し、相続者は既に相
続放棄を26年10月に行っております。その後、財産調査等、債権の回収に向
けて、いろいろ行って、27年の9月から10月にかけて6万円ほど債権のほう
を回収できたという状況でございます。

遠藤委員 済みません、わかりました。
(収入未済額について)

先ほどの住宅の使用料の件でお伺いします。この収入未済の中に、空き家、政
策空き家とか、その辺の機会損失の部分は入っているんですか。

久保寺住宅対策室長 ただいまの収入未済の中に政策空き家の家賃が入っているかではありますが、政策空き家につきましては、建てかえ、あるいは住居改善等のために政策的に県のほうであけている空き家でございます、そこからは家賃収入は発生しておりません。このため、そこには計上はされておられません。

遠藤委員 そうすると、県土の 1 のほうの収入使用料の中には入るんでしょうか。

久保寺住宅対策室長 政策的に空き家としていることで、入居者がおりませんので、使用料の中にも入ってございません。

遠藤委員 済みません、一般の空き家に関してはどちらかに入っているんですか。

久保寺住宅対策室長 この使用料につきましては、入居された方から徴収をするものでございますので、通常の空き家につきましても、こちらには収入としては入っておりません。

遠藤委員 わかりました。
(不納欠損について)
それから、先ほどの不納欠損のところの説明で、昭和 58 年から平成 14 年までの方が入っているということなのですが、同じ方が、平成 15 年以降かぶっている方っていらっしゃるんですか。

久保寺住宅対策室長 重なっているということとはございません。昭和 58 年から平成 14 年までに滞納した方。

(「同じ人でしょう、でも。10 年前の分だけを時効援用したんじゃないの。退去したってこと？じゃあ、それ」と呼ぶ者あり)

久保寺住宅対策室長 13 名 40 件ということで、これ、年度ごとに調定をしておりますので、13 名で 40 件という形で調定をしているものでございまして、その不納欠損を行った家賃につきましては、昭和 58 年から平成 14 年までに滞納した家賃について、時効の援用が出てきたために不納欠損処理を行ったということでございます。

遠藤委員 だから、A さんが継続してあって、14 年まででぽっと切って、また 15 年以降残っている方がいらっしゃるかどうかという質問なんですけど。

久保寺住宅対策室長 それぞれの方から全ての債権……それぞれ 13 名の方が 15 年……正確な今、データを持ってございません。時効につきましては 5 年もしくは訴訟で確定判決を受けた場合には 10 年ということになっておりまして、少なくとも 10 年以上は経過しているもので、平成 15 年以降はないというふうには考えられますけれども、詳細につきましては個別のデータを確認させていただかないと正確な数字というのは、ちょっと今、把握をしていない状況でございます。

遠藤委員 何か、こう、聞いていると、かばっているようなね。かばっているような感じがするんですけど、別にかばう必要はないと思うので、ちゃんと説明をしていただきたいと思います。

住宅の使用料だけではなくて、想像ですけれども、ほかの県税とか、あるいは

社会保障料なんかと、その方の滞納等々しているようなことも想像できるんですけども、そういった連携体制、庁内の連携体制っていうのはとれているんでしょうか。

久保寺住宅対策室長 この県営住宅使用料につきましては、債権の区分上、公法上の債権と私法上の債権と 2 種類に分かれるわけでございますけれども、この県営住宅の使用料につきましては、県税等の公法上の債権と異なりまして、私法上の債権として位置づけられております。したがって、調査権限等も付与されてございません。こうした点から、税務の記録等も見ることができません。このため、調査ができる範囲内で住民票ですとか住基ネットを活用したりしながら回収に努めているという状況でございます。

望月委員長 遠藤委員、総括のほうがありますから、そちらでお願いします。

（「資料請求しろし」と呼ぶ者あり）

遠藤委員 総括のほうでね、まとめて議論させていただきたいと思っておりますけれども、この件について必要な資料を提出のほうをお願いしたいと思っております。

望月委員長 久保寺住宅対策室長、先ほどの 15 年以降の滞納者の資料を委員全員に提出していただくようお願いいたしますが。

久保寺住宅対策室長 ただいまの 15 年以降の滞納につきましては提出をさせていただきます。

（債権について）

小越委員 まず、歳入歳出決算報告書の 363 ページの組合等土地区画整理資金貸付金なんですけど、平成 27 年度末の現在高がないということは、これはもうおしまいになったんでしょうか。これはどのような貸付で、どこに貸して、終わったのか、もうこれで終わりなのか。ちょっと教えてください。

望月都市計画課長 土地区画整理組合の貸付金につきましては、対象となっておりますのは昭和町の常永地区の土地区画整理事業でございます。昨年度、平成 27 年度をもちまして常永土地区画整理組合に貸し付けたお金について全て返済が終わったという形で、今、残高はゼロという形になっている状況でございます。

小越委員 県土 3 ページの住宅新築資金貸付金償還金、同和事業の話です。昨年に比べて、この償還金収入額が、昨年たしか 8,800 万円だったのが、今回、7,500 万円ということで、若干少なくなっているんですけども、取り組みが変わったのか、どのような状況になっているのか教えてください。

渡井建築住宅課長 住宅新築資金につきましては、昨年度、また今年度、基本的な返還につきましては、償還計画に基づいて返済されており、基本的なものは変わっておりません。以上です。

小越委員 ということは、451 件の方に貸して、市町村が立てかえて返していただいているので、その状況は変わらず、完了された方、去年、128 人と伺ったのですけれども、その数字も変わらず、でよろしいんでしょうか。

渡井建築住宅課長　今回、甲府市と甲斐市が該当しておりますけれども、甲府市のほうに詳細を確認しましたところ、128件の、さらに完了した方が2名ということで、現在、130名の方が償還を完了しております。それ以外の変更点は特にございません。

小越委員　わかりました。じゃあ、まだ451人中130人、残りの方が完了されていないということでした。

それで、金額的にもまだそれは変わらず、残りの金額は4億、5億ぐらいあるんでしょうか。それで、平成39年で終わるということでよろしいんでしょうか。

渡井建築住宅課長　先ほど、委員のお話にありました残額につきましては、まだ4億2,300万円余ございます。今の計画ですと、償還計画で最大39年の償還期間を予定しております。

小越委員　わかりました。

（道路維持費について）

次、県土5ページの道路維持費の道路整備受託事業費500万円なんですけど、去年は4,500万円だったんですけど、これはどのような事業で、どうして減っているんでしょうか。

雨宮道路管理課長　道路整備受託事業費の500万円については、神奈川県と県道山中湖小山線の維持管理の受託を結びまして、それに基づいて実施しております。前年度の決算との違いにつきましては、済みません、勉強不足で申しわけないですけど、今の段階ではわかりません。この500万円につきましては、神奈川県の県道山中湖小山線との受託分でございます。以上です。

小越委員　どうして減っているのか、後でぜひ御回答いただきたいと思います。

（不用額について）

それから、ちょっとここがどういう仕組みになっているのかわからないんですけども、監査委員の歳入歳出決算審査意見書の44ページの不用額で、道路事業費負担金不用額131億円ということで、巨額の131億円が道路事業費負担金になっているんですけど、この道路事業費負担金131億円の不用額ってというのは中身はということなんでしょうか。

先ほど、県土整備の不用額は18億円って聞いているんですけど、ちょっとそこ、説明してください。

清水道路整備課長　済みません、そちらの131億というのが印刷ミスでございまして、県土の12ページのほうにございます、13億1,264万円というのが、県土12ページの下から4番目のところにあるかと思っておりますけれども、そちらの金額になってございます。

望月委員長　清水整備課長、間違っているんじゃない資料のこっちの訂正をちゃんと張り紙しておいてもらえますか。131億円なんていう金額は相当の考えられない金額ですから。

清水道路整備課長　失礼しました。

望月委員長　決算だから、もう。27年のね。そういうことでちゃんと訂正の張り紙して、訂正してください。金額を。

清水道路整備課長 ええ。今、気がつきました。済みませんです。

鷹野出納局次長（会計課長事務取扱） 監査委員事務局に確認をさせていただいて、委員会で報告をさせていただきたいと思います。また、訂正等が必要であれば、後ほど監査委員事務局から説明をさせていただきたいと思います。

望月委員長 早急に事実を確認して、この委員会の中で報告してください。

（「すぐわかるだろう」と呼ぶ者あり）

望月委員長 わかると思います。

鷹野出納局次長（会計課長事務取扱） 今、出納局の担当者から監査委員事務局に確認をさせますので、しばらくお待ちいただきたいと思います。

（ 休 憩 ）

望月委員長 ここで先ほどの質問、答弁の中の決算審査意見書の中の金額に間違いがありました。その件について、監査委員事務局の渡辺次長に出席をいただいておりますので、御説明をお願いいたします。

渡辺監査委員事務局次長 御指摘の平成 27 年度山梨県一般会計歳入歳出決算審査意見書の 44 ページでございます。中ほどの不用額の内容のところ、一番上の段、道路事業費負担金でございます。記載は 131 億 2,640 万 324 円とございますけれども、数字が間違っておりました。訂正させていただきたいと思います。13 億 1,264 万 324 円でございます。誠に申し訳ございませんでした。謝罪申し上げます。

望月委員長 委員各位、今、説明で訂正できますか。訂正できましたか？ 131 億が 13 億。

渡辺監査委員事務局次長 13 億 1,264 万 324 円でございます。この訂正の紙を、済みませんが、後ほど貼らせていただきますので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。どうも、済みませんでした。

望月委員長 それはまた後ほど、じゃあ、訂正を。正確な金額にしておいてください。

渡辺監査委員事務局次長 はい、承知いたしました。

望月委員長 質疑を継続いたします。

小越委員 この青いファイルの県土 12 ページの県直轄道路事業費負担金、13 億 1,264 万円と今の訂正いただいた数字で、これで合うというふうに理解いたしました。わかりました。

それで、この県土 12 ページの国直轄道路事業費負担金が 13 億円、これも結構大きい数字なんですけれども、負担金が少なくなった中身を教えてください。前回のときのどこかの部でもあったんですけれども、そもそも事業が採択されなかったから減ったというのと、それから、もしかしたら国の負担がふえて、県の

負担がふえたり減ったりということがあると思うんですけど、この 13 億 1,200 万円、去年はこのような数字がなかったの、どういう中身で事業費負担金がこんなにふえたのか。採択されなかったのが何件、どのぐらい、幾らあったのか。それから、国の負担の割合がこちらの思っているのと違ったのか。その件数と内訳がわかったら教えてください。

清水道路整備課長 27 年の国の直轄の事業につきまして、補助率とかそういうものが、負担率が変わったわけではございません。これのほとんどが中部横断自動車道の事業にかかわる負担金なんですけれども、中部横断自動車道のもともと事業費を、当初は 380 億円ぐらいに県としては推定しておりました。ところが、国のほうに提示された金額が 281 から 313 億円ということで、そういう幅値で提示されて、そのうちの 313 億円という満額がついたわけなんですけれども、県のほうで想定しました 380 億円というものからちょっと低い金額がついたという状況でございます。国に対しては、県として年度の最後まで県の予算レベルの追加配分をずっと求めてきたわけなんですけれども、それがかなわなかったために不用額として計上させていただきました。以上です。

小越委員 ということは、中部横断道の開通が大変だと、そのときもうここでわかっていたということですか。

丸山高速道路推進課長 今回のこの事業費が 27 年度におきまして、県が最初、27 年度当初として想定した額よりも実際、昨年度来事業費が少なかったということでございまして、それは直接、工期とかそういうものに関係するものではございません。

小越委員 ほとんどが中部横断道となりますと、そのほかに例えば採択されなかった事業があるとか、ここはちょっと削ってくださいっていう、そういうものはなかったんでしょうか。

清水道路整備課長 そのほかにも、国道 20 号の大月バイパスだとか、国道 52 号の上石田の改良だとか、あと、電線共同溝だとかいうような事業がございまして、それぞれに県のほうで推定して予想した事業費よりも、国のほうに提示された事業費が少なかったということで、県の負担が少なくなったということでございます。以上です。

小越委員 なぜそれが提示した金額より少なくなったのか疑問なのと、13 億円残っていて、それはほかに使えないのかもしれないと思うんですけど、県土の 6 ページの、例えば県単交通対策道路事務費ですね。道路橋りょう整備、県単事業の交通対策道路事業費が、昨年より減っておりますよね。実施した金額が。それから、県土 7 ページの砂防整備費、県単のところですが、実施金額が昨年より減っております。13 億円も不用額残して、県単のところは実施した事業が少ないというのはどうしてなのでしょう。

清水道路整備課長 県としましては、中部横断自動車道が満額つけるようにずっと国のほうに追加配分を要望してきた経緯があります。それは年度最後までずっとお願いいたしますということでやってきたんですけれども、かなわなかったということで、そこで事業費を変更するということができなかったという状況でございます。以上です。

武藤砂防課長 県土 7 ページ、上からの砂防整備費、これにつきましても事業費自体は前年度

より減っております。約、当初予算としまして 6,000 万円程度減っておりますけれども、これはシーリングの関係がございまして、当初予算が減っているという状況の中で予算が減っているというものでございます。以上でございます。

雨宮道路管理課長 先ほど小越委員のほうから説明のありました資料の不足に関して説明してもよろしいでしょうか。

望月委員長 どうぞ。

雨宮道路管理課長 先ほど、県土の 5 ページの道路整備受託事業費ということで 500 万円ということなのですけれども、平成 26 年につきましては 4,500 万円を決算額として計上しております。それに関しましては、大雪のための落石防止網の補修、それと除雪、及び路面舗装等に神奈川県から通常よりも 4,000 万円を多くしておるところであります。まことに申しわけありませんでした。以上です。

質 疑

リニア交通局・エネルギー局・観光部関係

（リニア中央新幹線用地取得事務に係る受託費について）

小越委員

ちょっと私の理解が悪いかとは思いますが、リニアの 2 ページと 3 ページのところ、リの 2 のところの収入済額で、リニア中央新幹線用地取得事務受託費の 1 億 1,916 万 8,000 円が来ていて、リの 3、歳出の 1 億 1,799 万 2,000 円と合わないんです。その後ろのページのリの 4 のところに事故繰越と、それから不用額があって、そうしますと、リの 2 ページの収入の 1 億 1,916 万 8,000 円では賄えなくなっているかなと思ひまして。JR 東海さんから来ているリニア中央新幹線用地取得事務事業費のほかに県費としてこの事業に幾らかけているのか教えてほしいんです。

清水リニア交通局理事 今回の御質問にお答えいたします。JR から受託しておりますリニア用地取得事務につきましては、全て受託事業収入で賄っております。御質問のこの収入額と歳出額が合わないということですが、内訳としまして、26 年度の繰越額が 1 億 1,799 万円のうち 500 万円ほどございます。これを除きますと、27 年度の予算の執行額分が 1 億 1,200 万円、それから不用額が 559 万円、それから翌年度繰越額が 146 万円ほどございまして、ほぼ一致する数字になっております。

ただ、この受託料の中の調査費だけは精算を行いますので、その分がちょっと予算と実際の収入の若干のずれが出ておりますけれども、全て支出については収入で賄っており、県費は入っていないという状況でございます。

小越委員

わかりました。では、この 1 億 1,916 万 8,000 円のほかに、昨年度の 500 万円が入って、それで今年のを賄ったという理解でいいんですね。この 1 億 1,916 万 8,000 円の中に 500 万円が入っているんですか。別であるんですか。

清水リニア交通局理事 済みません、1 億 1,916 万 8,000 円の中に 26 年度からの繰越分は入っておりません。27 年度の執行分が 1 億 1,200 万円余、それから不用額 559 万円余、それから 28 年度に繰り越した分が 146 万円余でございます。

小越委員

1 億 1,900 万円のほかに繰越分 500 万円があって、どこにお金が入ったかわからないが、県費は 1 円も入っていないことで確認をいたしたいと思ひます。（観光部の支出について）

それと、考え方がわからなくてちょっと聞くんですけど、観光部の説明のところで、観の 3 ページ、それから 4 ページのところ、支出済額の中で、例えば企画総務費、やまなしブランドの PR 推進ゼロ円で、その次の観 4 のところの中部横断道の取り組み、これもゼロ円って書いてあるんですけど、事業をして支出がゼロっていうのはどういうふうに考えればいいのでしょうか。

小林観光プロモーション課長 ただいまの委員の御質問にお答えいたします。ゼロとなっておりますところは、翌年への繰越、当該事業につきましては全額繰越になっておるので、ゼロと表記されております。

小越委員

ゼロだけど、事業はしたという意味なんですよ。いきなり全部繰越というふうには書かないで、ゼロって書くのは、こういうルールなんですか。

小林観光プロモーション課長 記載の方法がこういう形になっております。成果説明書のほうの記載の方法が、この予算につきましては2月補正でついたものでございまして、それが全額繰越になっております。実施分につきましてはゼロ円という記載が成果説明書のほうにございますので、それと同じ形での記載になっております。

小越委員 主要成果説明書の、例えば29ページのところに、観光プロモーション課のこの2,400万円が計上されていて、ゼロで、翌年、2,400万円になっているんですけど、右側に記載されている山梨ブランドPRが強化され、首都圏の誘客促進へのパンフレットの配布、観光案内実施、新聞・雑誌の掲載っていうのは、1円もかからずだったということですか。

小林観光プロモーション課長 成果書の右側記載の事業でございしますが、こちらは企画総務費の執行分でなく、上段の商工振興費のほうの執行分の記載になっております。

小越委員 そうすると、観の4ページの企画総務費の繰越で4,900万円とあるんですけども、この2,400万円の他に2,500万円の企画総務費、富士の国やまなし情報発信事業費というのは、この主要成果説明書のどこにあるんでしょうか。

小林観光プロモーション課長 4,900万円の内訳は、2,400万円の繰越、さらにもう1件、事業がございまして、中国市場拡大促進事業費の500万円、それから富士の国やまなし観光PR強化事業費の2,000万円、合計の4,900万円が繰越となっております。

桜本委員 観の4、5で、特に観光総務費の中の観光促進指導費の繰越が5,000万円、不用額が5,700万円というふうに、特にこの部分、ちょっと内容説明してもらえますか。

奥秋観光企画課長 観光促進指導費の繰越額につきましては、案内表示板等の多言語化対応の支援事業費と峡東地域ワインリゾート構想推進事業費の繰越額を合わせた金額、1,572万円となっております。また、不用額の観光促進指導費の執行残の5,747万6,000円につきましては、観光案内事業費、多言語化支援事業費で4,000万円の不用額、あと大きいものにつきましては、外国人観光客受入体制整備事業費の230万円、その2点が大きな不用額となっております。

桜本委員 その多言語化というのは、観光案内看板も含めてということですか。事業としてはどういう事業なんですか、それは。

古谷国際観光交流課長 案内表示板等多言語対応支援事業費につきましては、地方創生加速化交付金の不採択がございまして、当初、5,300万円で見積もっていたところ、4,000万円分の国費がつかなかったところで、その分が不用額ということで記述をされているところでございます。

桜本委員 不採択の理由というのは明確に、国から不採択理由というものはいただいているんですか。

古谷国際観光交流課長 特別、その部分について理由は聞いておりません。

以 上

決算特別委員長 望月 勝